

第7章 株式取得，合併等に関する業務

第1 概説

独占禁止法第4章は、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（同法第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（同法第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有，役員兼任，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（同法第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。個別事案の審査に当たっては、必要に応じ経済分析を積極的に活用している。

また、公正取引委員会は、いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について、当該審査結果を公表するほか、届出を受理した事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し、その内容を公表している。

第2 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

独占禁止法第9条第1項及び第2項の規定は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており、当該会社及び子会社（注）の総資産合計額が、①持株会社については6000億円，②銀行業，保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円，③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には、(i)毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同条第4項），(ii)当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（同条第7項）と義務付けている。

令和元年度において、独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は112件であり、同条第7項の規定に基づく会社設立届出書の提出はなかった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第3 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第1項の規定では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書，第2項）。

令和元年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は7件であった。このうち、独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づくものが6件、同条第2項の規定に基づくものが1件であり、いずれも銀行業を営む会社に係るものであった。また、外国会社に係るものはなかった（銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4-1表参照）。

第4 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1 概要

(1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

ア 株式取得の場合

国内売上高合計額が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注1）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注2）

（注1）会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注2）ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

イ 合併の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ 共同新設分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ 吸収分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ 共同株式移転の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ 事業譲受け等の場合

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合
国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

(2) 令和元年度において、独占禁止法第10条第2項等の規定に基づく企業結合に関する計画の届出を受理した件数は310件であった。

(3) 公正取引委員会は、企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて調査を行っている。

令和元年度に届出を受理した310件のうち、届出受理の日から独占禁止法第10条第9項（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第1次審査で終了した件数は300件、第1次審査終了前に取下げがあった件数は9件、報告等の要請を行う日から排除措置命令前の通知を行う日まで（同通知をしない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第2次審査に移行した件数は1件であった。

令和元年度に届出を受理した310件のうち、独占禁止法第10条第8項ただし書（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業結合をしてはならない期間を短縮した件数は217件であった。

(4) 令和元年度において、独占禁止法第10条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項又は第16条第1項の規定に違反するとして、同法第17条の2第1項の規定に基づき排除措置命令を行ったものはなかった。

(5) 令和元年度において、第2次審査が終了したもののうち届出会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断したものはなかった。

(6) 令和元年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第27条第1項の規定に基づく協議を受けた件数は2件であった。

(7) 令和元年度において、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第20条第1項の規定に基づく協議を受けた件数は2件であった。

第1表 過去3年度に受理した届出の処理状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
届出件数	306	321	310
第1次審査で終了したもの	299	315	300
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(193)	(240)	(217)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	6	4	9
第2次審査に移行したもの	1	2	1

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第2次審査で終了した件数	1	3	0
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	0	2	0
排除措置命令を行った件数	0	0	0

(注) 当該年度に受理したか否かにかかわらず、当該年度において処理したものについて記載している。

2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

令和元年度における株式取得の届出受理件数は、264件であり、前年度の届出受理件数259件に比べ増加している（対前年度比1.9%増）。

令和元年度における合併の届出受理件数は、12件であり、前年度の届出受理件数16件に比べ減少している（対前年度比25.0%減）。

令和元年度における分割の届出受理件数は、12件であり、前年度の届出受理件数15件に比べ減少している（対前年度比20.0%減）。

令和元年度における共同株式移転の届出受理件数は、3件であり、前年度の届出受理件数2件に比べ増加している（対前年度比50.0%増）。

令和元年度における事業譲受け等の届出受理件数は、19件であり、前年度の届出受理件数29件に比べ減少している（対前年度比34.5%減）。

令和元年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別、議決権取得割合別・態様別、業種別及び形態別で見ると、次のとおりである（第3表から第10表。企業結合の詳細な統計については、附属資料4-2以下参照）。

(1) 国内売上高合計額別

令和元年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ国内売上高合計額別にみると、次のとおりである。

ア 株式取得

株式取得会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による株式取得が過半を占めている（第3表参照）。

イ 合併

存続会社の国内売上高合計額が500億円未満の会社による合併が過半を占めている（第4表参照）。

ウ 分割

(7) 共同新設分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

(イ) 吸収分割

事業を承継する会社の国内売上高合計額が5000億円以上のものが過半を占めている（第5表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が1000億円未満の会社による共同株式移転が過半である（第6表参照）。

オ 事業譲受け等

譲受会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第7表参照）。

(2) 議決権取得割合別・態様別

ア 議決権取得割合別（注1）

令和元年度の株式取得に関する計画の届出受理件数を議決権取得割合別にみると、総数264件のうち、20%超50%以下が66件（全体の25.0%）、50%超が198件（同75.0%）であった（第8表参照）。

（注1）議決権取得割合とは、株式発行会社の株式を取得しようとする場合において、届出会社が取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と届出会社の属する企業結合集団に属する当該届出会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合である。

イ 態様別

令和元年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を態様別にみると、合併については、総数12件の全てが吸収合併であった。分割については、総数12件の全てが吸収分割であった。また、事業譲受け等については、総数19件のうち、17件が事業の譲受け（全体の89.5%）、2件が事業上の固定資産の譲受け（同10.5%）であった。

(3) 業種別

令和元年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである（第9表参照）。

ア 株式取得

その他を除けば、製造業が50件（全体の18.9%）と最も多く、以下、卸・小売業が40件（同15.2%）、運輸・通信・倉庫業が15件（同5.7%）と続いている。

製造業の中では、機械業が20件と多くなっている。

イ 合併

製造業及び卸・小売業が各4件（全体の33.3%）と最も多く、以下、サービス業が2件（同16.7%）と続いている。

製造業の中では、機械業が3件と多くなっている。

ウ 分割

卸・小売業が5件（全体の41.7%）と最も多く、以下、サービス業が3件（同25.0%）と続いている。

エ 共同株式移転

建設業、卸・小売業及び不動産業が各1件（全体の33.3%）であった。

オ 事業譲受け等

製造業が8件（全体の42.1%）と最も多く、その他を除けば、以下、運輸・通信・倉庫業が3件（同15.8%）と続いている。

製造業の中では、化学・石油・石炭業が3件と多くなっている。

(4) 形態別

令和元年度の企業結合の形態別（注2）の件数は、次のとおりである（第10表参照）。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は企業結合に関する計画の届出受理件数と必ずしも一致しない。

（注2）企業結合の形態の定義については、附属資料4-2(3)参照。

ア 株式取得

水平関係が149件（全体の56.4%）と最も多く、以下、垂直関係（後進）が83件（同31.4%）、垂直関係（前進）が77件（同29.2%）と続いている。

イ 合併

水平関係が10件（全体の83.3%）と最も多く、以下、混合関係（地域拡大）及び混合関係（商品拡大）が各1件（同8.3%）と続いている。

ウ 分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

吸収分割に係る届出については、水平関係が9件（全体の75.0%）と最も多く、以下、垂直関係（後進）が6件（同50.0%）、垂直関係（前進）が5件（同41.7%）と続いている。

エ 共同株式移転

3件全てが水平関係であった。

オ 事業譲受け等

水平関係が17件（全体の89.5%）と最も多く、以下、混合関係（商品拡大）が4件（同21.1%）、混合関係（地域拡大）が3件（同15.8%）と続いている。

第3表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得 会社の国内 売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	33	6	1	0	0	40
500億円以上 1000億円未満	13	8	3	0	0	24
1000億円以上 5000億円未満	78	21	5	4	2	110
5000億円以上 1兆円未満	19	9	2	3	0	33
1兆円以上 5兆円未満	19	5	2	4	2	32
5兆円以上	14	6	1	2	2	25
合計	176	55	14	13	6	264

第4表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 ／ 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0	1	1	1	1	4
200億円以上 500億円未満	1	2	0	0	0	3
500億円以上 1000億円未満	1	0	1	2	0	4
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	1	1
合計	2	3	2	3	2	12

(注) 3社以上の合併，すなわち消滅会社が2社以上である場合には，国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第5表 国内売上高合計額吸収分割届出受理件数

分割する会社の 国内売上高合 計額（又は 分割対象部 分に係る 国内売 上高） 承継する 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500億円以上 1000億円未満	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)
1000億円以上 5000億円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
5000億円以上 1兆円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (1)
1兆円以上 5兆円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
5兆円以上	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
合計	0 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (10)

(注) () 外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり，() 内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

第6表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2の国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
株式移転会社1の国内売上高合計額						
200億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	1	0	0	0	0	1
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	1	1
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	1	3

(注) 共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」、その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第7表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分に係る国内売上高	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
譲受会社の国内売上高合計額						
200億円以上 500億円未満	4	0	0	0	0	4
500億円以上 1000億円未満	3	0	0	0	0	3
1000億円以上 5000億円未満	5	0	0	0	0	5
5000億円以上 1兆円未満	2	0	0	0	0	2
1兆円以上 5兆円未満	2	0	1	0	0	3
5兆円以上	2	0	0	0	0	2
合計	18	0	1	0	0	19

(注) 2社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が2社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第8表 議決権取得割合別の株式取得届出受理件数

20%超50%以下	50%超	合計
66	198	264

第9表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	8	0	0	1	0	9
製造業	50	4	0	0	8	62
食料品	3	0	0	0	1	4
繊維	2	0	0	0	0	2
木材・木製品	0	0	0	0	0	0
紙・パルプ	1	0	0	0	0	1
出版・印刷	1	0	0	0	0	1
化学・石油・石炭	12	1	0	0	3	16
ゴム・皮革	0	0	0	0	0	0
窯業・土石	0	0	0	0	0	0
鉄鋼	1	0	0	0	0	1
非鉄金属	2	0	0	0	1	3
金属製品	2	0	0	0	0	2
機械	20	3	0	0	2	25
その他製造業	6	0	0	0	1	7
卸・小売業	40	4	5	1	1	51
不動産業	8	0	0	1	0	9
運輸・通信・倉庫業	15	0	1	0	3	19
サービス業	12	2	3	0	0	17
金融・保険業	11	0	1	0	1	13
電気・ガス 熱供給・水道業	2	0	0	0	0	2
その他	118	2	2	0	6	128
合計	264	12	12	3	19	310

(注) 業種は、株式取得の場合には株式を取得した会社の業種に、合併の場合には合併後の存続会社の業種に、分割の場合には事業を承継した会社の業種に、共同株式移転の場合には新設会社の業種に、事業譲受け等の場合には事業等を譲り受けた会社の業種によった。

第10表 形態別届出受理件数

形態別		株式取得	合併	共同新設分割	吸収分割	共同株式移転	事業譲受け等
水平関係		149	10	0	9	3	17
垂直関係	前進	77	0	0	5	0	1
	後進	83	0	0	6	0	1
混合関係	地域拡大	54	1	0	1	0	3
	商品拡大	49	1	0	1	0	4
	純粹	43	0	0	0	0	0
届出受理件数		264	12	0	12	3	19

(注) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

第5 主要な事例

公正取引委員会は、令和元年10月にエムスリー(株)による(株)日本アルトマークの株式取得について、審査結果を公表している。

エムスリー(株)による(株)日本アルトマークの株式取得は、届出要件を満たさないが、本件行為により競争が制限される懸念があったことから、本件行為に係る企業結合審査を行ったものである。

事例の概要等は以下のとおりである。

事例 エムスリー(株)による(株)日本アルトマークの株式取得

1 当事会社

エムスリー(株) (以下「エムスリー」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団〔(株)日本アルトマーク〔以下「日本アルトマーク」という。〕を除く。〕を「エムスリーグループ」という。)は、医薬品情報提供プラットフォームを運営・管理する事業(以下「医薬品情報提供プラットフォーム運営事業」という。)を営む会社である(以下、当該事業を営む事業者を「医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者」という。)。医薬品情報提供プラットフォームとは、医療用医薬品の適正使用等に係る情報や広告(以下「医薬品情報」という。)を医師(注1)に提供するインターネット上のプラットフォームを指す。

また、日本アルトマークは医療情報データベースを提供する事業(以下「医療情報データベース提供事業」という。)を営む会社である。医療情報データベースとは、医療機関及びそれら施設に勤務する医師等の情報(データ)を整理・集積したもの(データベース化したもの)を指す。

以下、エムスリーグループ及び日本アルトマークを併せて「当事会社」という。

(注1) 医薬品情報の提供は、医師のほか、薬剤師等の医薬品に関連のある医療関係者にも一部提供されて

いるが、そのほとんどが医師をターゲットとしているので、医薬品情報提供の対象者は医師として論じる。

2 本件の概要及び関係法条

本件は、エムスリーが日本アルトマークの株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画し、実行したものである。本件行為は、届出要件を満たさないが、本件行為により競争が制限される懸念があったことから、公正取引委員会は、本件行為に係る企業結合審査を行った。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

3 審査結果の概要

公正取引委員会は、当事社が取引関係等に立つ複数の取引分野について、当事社の競争事業者等の関係者からヒアリングを行いつつ審査を行った。その結果、競争を実質的に制限することとなると判断された、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業について、当事社が当委員会に申し出た問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件行為が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。本件行為についての審査では、医療情報データベース提供事業及び医薬品情報提供プラットフォーム運営事業に係る垂直型企业結合及び混合型企業結合の検討が中心となったため、以下では、当該市場に係る影響について詳述する。

4 医療情報データベース提供事業

(1) 概要

日本アルトマークは「メディカルデータベース（以下「MDB」という。）提供事業」と称する医療情報データベース提供事業を行っている。MDB提供事業とは、全国の医療機関及びそれら施設に勤務する医師等のデータをMDBと総称される各マスターファイル（基本情報ファイル）にデータベース化し、医療・福祉・保健等の分野の企業や団体に限定して当該データベースを有料で提供する事業である。

また、MDB提供事業は、会員による「共同メンテナンス」と呼ばれる仕組みを導入している。具体的には、MDBの提供を受けた企業や団体が会員（注2）となり、会員が医師等に係る新たな情報を入手すると、会員は当該情報を日本アルトマークにフィードバックし、日本アルトマークは適宜MDBの内容を更新している。そのため、MDBを日々最新の情報に更新することが可能となっている。

（注2）日本アルトマークによれば、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者や製薬会社等247社が会員企業として加入している（平成31年3月1日現在）。

(2) MDBの種類

MDBの種類として、日本国内の医療施設に関するデータベースや日本国内の医師等に関するデータベース等が存在している。日本アルトマークは、提供するデータベースごとに料金を設定している。

(3) MDBの重要な特徴

MDBの提供を受ける主要な事業者は、製薬会社や医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者である。製薬会社や医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の間では、MDBが言わば事実上の標準のデータベースと認識されている。MDBが製薬会社や医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者からこのように評価されているのは、他のデータベースにはない以下の3つの重要な特徴を備えているためである。

- ① DCF（ドクターコンピューターファイル）コード（注3）が付されていること
- ② データベースに登録された医師について、医師資格保有者であることの確認が取れていること
- ③ 会員が共同メンテナンスを行っているため、情報が新しいこと

（注3）MDBに登録されている日本全国の医師及び医療施設には、それぞれ「DCFコード」と呼ばれる固有番号が付されている。製薬会社が医薬品情報提供プラットフォームを利用して、一定の条件に合致する医師をターゲットに絞った医薬品情報提供を行う場合、製薬会社は、どの医師に対して医薬品情報提供を行うのかを医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者に対して指示を出す。この指示はDCFコードを使って行われている。

5 医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

(1) エムスリーの事業概要

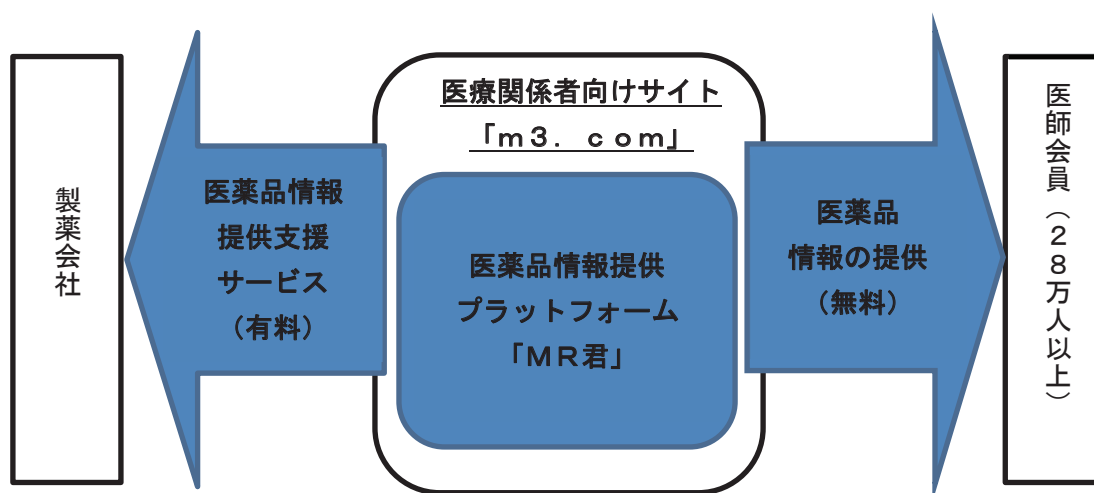
ア エムスリーは「m3.com」と称する医療関係者向けポータルサイトを運営している。m3.comに会員登録できる者は、医師や薬剤師等の医療関係者である。m3.comは、会員である医療関係者に対して、各種医療情報の提供や医療関係者同士の情報交換の場を提供するなどしている。m3.comは無料で会員登録でき、会員はサイトを無料で利用できる。平成28年における我が国の医師数は31.9万人であり、このうち28万人以上がm3.comの会員であるため、我が国の医師の約85%以上がm3.comの会員であることになる。医師がm3.comの会員に新規登録する際には、エムスリーはMDBと照合する等の方法で、医師であることを確認している。

イ また、エムスリーは、m3.comの事業の一環として、「MR君」と称する医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を展開している。MR君とは、製薬会社のMR（注4）がm3.comサイト上のサービスであるMR君を通して、毎日の診療に役立つ最新の医薬品情報等をm3.comの会員である医師に無料で提供するサービスである。MR君は、従来MRが直接病院を訪問することで実施してきた医薬品情報の提供・情報交換をインターネット上で行うことを可能とするものであり、製薬会社による医師に対する医薬品情報の提供支援サービスとしての側面を有している。製薬会社は一定の対価をエムスリーに支払うことによって、製薬会社の個別製品のマーケティング戦略を的確に反映させられるように、情報提供の対象となる

医師についてターゲティングを行い、一定の条件で絞り込んだm3.comの会員である医師にダイレクトに医薬品情報を届けることが可能となり、効率的かつ効果的な医薬品情報の提供が可能となる。

(注4) 「medical representative」の略。医薬品の適正な使用に資するために、医療関係者を訪問すること等により医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他医薬品等の適正な使用のために必要な情報を収集し、提供することを主な業務として行う者を指す。

第1図 m3.comとMR君のビジネスモデル



また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、
「医薬品等適正広告基準」（平成29年9月29日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長
通知）等（以下、これらを併せて「医機法等」という。）に係る規制により、医薬
関係者以外に対する医療用医薬品の広告や情報提供は禁止されているため、一般
人が目にするサイト上で、医療用医薬品に係る広告等を行うことはできない。この
点、m3.comの会員である医師は、日本アルトマークのMDBに登録された医師又
はエムスリーが独自に調査して、医師であることを確認している医師であるため、
製薬会社はMR君を利用すれば同規制に違反することなく医薬品の情報提供を行う
ことができる。

(2) エムスリー以外の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者

医薬品情報提供プラットフォームを利用する製薬会社は、医薬品情報提供プラット
フォーム運営事業者の選択基準として、次の①～③の条件を重視している。

- ① インターネット技術を用いて医薬品情報提供を行っていること
- ② MDBに登録された医師を会員としており、MDBと連携したサービスである
こと
- ③ 相当数の医師を会員としていること

エムスリーの医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（MR君）は、前記①～③の条件を備えている。エムスリーのほかに前記①～③の条件を備えている競争事業者は数社存在する（注5）。

（注5）日本アルトマークも医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を行っているが、同社の同事業に係る売上高は極めて僅少である。そのため、水平型企業結合に係る審査結果は記載していない。

6 一定の取引分野

(1) 二面市場の場合の一定の取引分野の画定について

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は、製薬会社と医師という異なる二つの需要者層を有している。そのため、一定の取引分野の画定に際しては、それぞれの需要者層について需要の代替性と供給の代替性をそれぞれ検討した上で、それぞれの需要者層について役務範囲及び地理的範囲を画定する。

(2) 役務範囲

ア 医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

(7) 製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

a 需要の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は、医薬品情報を医師に提供するインターネット上のプラットフォームを運営・管理する事業であり、製薬会社は医師への医薬品情報の提供支援サービスを受ける側の需要者である。製薬会社にとって、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業に類似する役務は存在しない。

b 供給の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者が、製薬会社の依頼により行う医薬品情報の提供はターゲティング広告の一種である。すなわち、製品の広告等をしたいとする企業と情報提供の対象となる第三者の間を仲介し、効果的かつ効率的な情報提供をインターネット上で実現するという点で、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業と一般的なインターネット広告代理店業は類似している。

医療用医薬品については医機法等に係る広告規制があるため、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者が行う医薬品情報の提供は、その対象が医薬関係者に限定される必要がある。この点について、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は、MDBを活用した医薬品情報提供を行うことにより、医師に対するターゲティング広告等を実現させている。そのため、インターネット広告代理店等が、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始する場合には、MDBを利用するなど医機法等に係る広告規制に対応するための新たな対応が必要となるため、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始することは困難

であり、供給の代替性は認められない。

c 小括

以上のことから、役務範囲を「製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業」と画定した。

(4) 医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

a 需要の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は、医薬品情報を医師に提供するインターネット上のプラットフォームを運営・管理する事業であり、医師は医薬品情報の提供を受ける側の需要者である。

医師にとって、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業に類似する役務は存在しない。

b 供給の代替性

前記(7) bと同様の理由で、インターネット広告代理店等が、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始することは困難であり、供給の代替性は認められない。

c 小括

以上のことから、役務範囲を「医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業」と画定した。

イ 医療情報データベース提供事業

(7) 需要の代替性

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者や製薬会社にとって、医療情報データベース提供事業に類似する役務は存在しない。

(4) 供給の代替性

多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、医療情報データベース提供事業を開始できるような、医療情報データベース提供事業に類似する事業は存在しない。

(7) 小括

以上のことから、役務範囲を「医療情報データベース提供事業」と画定した。

ウ 地理的範囲

(7) 製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

医薬品情報提供プラットフォームは、日本国内で事業活動を行う製薬会社に利用されており、これらの者は日本全国のどこであっても医薬品情報提供プラットフォームを利用することができる。また、地域によって医薬品情報提供プラットフォームの利用料が大きく異なるといった特段の事情も認められない。

したがって、地理的範囲を「日本全国」と画定した。

(4) **医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業**

医薬品情報提供プラットフォームは、日本国内の医師に利用されており、これらの者は日本全国のどこであっても医薬品情報提供プラットフォームを利用することができる。また、医師はいずれの地域でも無料で医薬品情報提供プラットフォームを利用することができる。

したがって、地理的範囲を「日本全国」と画定した。

(5) **医療情報データベース提供事業**

医療情報データベースの提供を受けているのは、日本国内に所在する製薬会社や、日本国内に所在する医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者である。また、地域によって、医療情報データベースの料金が大きく異なるといった特段の事情も認められない。

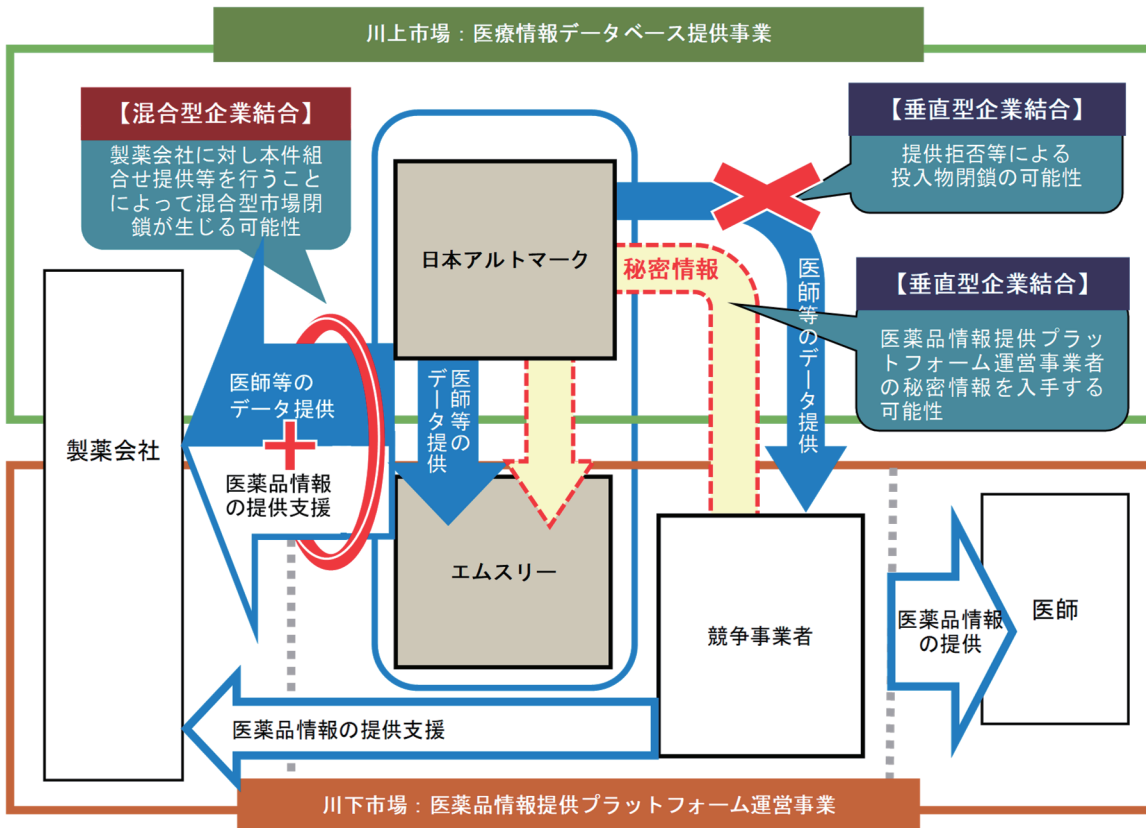
したがって、地理的範囲を「日本全国」と画定した。

7 競争の実質的制限の検討

(1) **本件行為に係る企業結合行為形態**

本件行為では、①垂直型企业結合（川上市場：医療情報データベース提供事業，川下市場：製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）及び②混合型企業結合（医療情報データベース提供事業，製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）の2点が主に問題となるため、以下検討する。

第2図 本件行為に係る概要図



- (2) 垂直型企業結合（川上市場：医療情報データベース提供事業，川下市場：医師及び製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）による市場の閉鎖性・排他性

ア 当事会社の地位及び競争者の状況

- (7) 医療情報データベース提供事業（川上市場）

医療情報データベース提供事業において，前記4の(3)のような特徴を有したデータベースはMDB以外に存在しない。

- (4) 医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（川下市場）

a 製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の市場シェアは下表のとおりであり，エムスリーのシェアは約75%（第1位）である。他方，競争事業者のシェアは多くとも約10%であり，エムスリーとの格差は大きい。

【平成29年における製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の市場シェア（売上高ベース）】

順位	事業者名	市場シェア（注6）
第1位	エムスリー	約75%
第2位	A社	約10%
第3位	B社	約10%
第4位	C社	約5%
第5位	その他	約0-5%
合計		100%
市場シェア・順位：約75%・第1位		

（注6）72.5%以上77.5%未満を「約75%」とするなど，5%単位で記載している。そのため，合計値は必ずしも100になるとは限らない。

b 医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は医師と製薬会社の仲介的存在であり，前記5(2)③に記載のとおり，医薬品情報提供プラットフォームを利用する製薬会社は，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の選択基準として，特に医師会員の多さを重視している。そのため，医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は，良質かつ充実した情報提供を行うことなどにより，多くの医師会員を獲得するべく競争を行っていると考えられる。よって，医師会員数の多さは本件市場における競争状況を示す重要な一つの指標となると考えられるが，エムスリーは医師総数の約85%を会員として有している一方，それ以外の競争事業者は医師総数の約30~50%にとどまっており，エムスリーは同市場においても高い地位を有している。

イ 投入物閉鎖

(7) 投入物閉鎖を行う能力

医療情報データベース提供事業（川上市場）を営む日本アルトマークが、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（川下市場）を営む当事会社の競争事業者に対して、医療情報データベースの提供を拒否する又は当事会社への提供内容と比較して不利な条件で提供する（以下「提供拒否等」という。）ことにより、川下市場の製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業において、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性について検討する（注7）。

医薬品情報提供プラットフォーム運営事業（川下市場）では、日本アルトマークのMDBを利用することによって医機法等の規制に違反しないことが担保されているほか、MDBを利用することによって、個々の医師の属性を踏まえて、ターゲットを絞った医薬品情報提供が可能となることから、需要者である製薬会社は、医薬品情報提供プラットフォームがMDBと連携されている点を取引先の選定基準として重視している。また、医療情報データベース提供事業は、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者が事業を行う上で必要不可欠なものであるが、日本アルトマークのMDBと同水準のデータベースを提供できる事業者は存在せず、主要な医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者の中で日本アルトマークのMDBの提供を受けていない事業者は存在しない。そのため、日本アルトマークが医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を営む当事会社の競争事業者に対して提供拒否等を行えば、当該競争事業者の競争力が減退したり、当該競争事業者が医薬品情報提供プラットフォーム運営事業から排除される可能性が高く、また、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業への新規参入が困難となる可能性が高い。

したがって、当事会社は投入物閉鎖を行う能力を有する。

（注7）市場の閉鎖性・排他性の問題をもたらす提供拒否等を「投入物閉鎖」という。

(4) 投入物閉鎖を行うインセンティブ

前記(7)のとおり、当事会社は投入物閉鎖を行う能力があり、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を営む当事会社の競争事業者の競争力が減退したり、当該競争事業者が医薬品情報提供プラットフォーム運営事業から排除されること等によって、利益を増加させることができる。

したがって、当事会社は投入物閉鎖を行うインセンティブがある。

ウ 当事会社間で競争事業者の秘密情報が共有されることによる市場への影響

日本アルトマークと取引をしている医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は、MDBを利用して医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を行う場合に、日本アルトマークとの間で事業上の秘密情報を共有している。そのため、エムスリーが、日本アルトマークを通じて、自己の競争事業者の事業上の秘密情報を入手し、

これを自己に有利に用いれば、当該競争事業者は競争上不利な立場に置かれる可能性がある。

例えば、当事会社の競争事業者である医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は、MDBを利用した新規の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を開始する際に、当該新規事業の概要をあらかじめ日本アルトマークに報告した上で、日本アルトマークからMDBの利用許諾を受ける必要がある。このような情報をエムスリーが日本アルトマークを通じて入手し、当該競争事業者の当該新規事業に対抗するサービスの検討に利用する場合には、当該競争事業者は競争上不利な立場に置かれることとなる。

また、日本アルトマークは、MDBの提供に際し、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者との間で秘密保持契約を締結しているが、本契約自体を当事会社に有利に変更することが可能であることや、エムスリーが同社の役員若しくは従業員を日本アルトマークに出向させる又は日本アルトマークの役員若しくは従業員と兼任させることによって当該役員若しくは従業員が他の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者に係る秘密情報を入手し、それを利用する形でエムスリーが営む医薬品情報提供プラットフォーム運営事業の業務の中で競争に影響を与えるような判断・決定をすることは可能である。

したがって、当事会社の間で競争事業者の秘密情報が共有されることによって、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性がある。

(3) 混合型企業結合（医療情報データベース提供事業、医師及び製薬会社を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業）による市場の閉鎖性・排他性

ア 当事会社の地位及び競争者の状況

前記(2)アと同様である。

イ 混合型市場閉鎖

(7) 混合型市場閉鎖を行う能力

日本アルトマークのMDB提供事業と当事会社の医薬品情報提供プラットフォーム運営事業は、いずれも製薬会社が需要者となっている。

前記4(3)の(注3)に記載のとおり、製薬会社が医薬品情報提供プラットフォームを利用して、一定の条件に合致する医師をターゲットに絞った医薬品情報提供を行う場合、製薬会社は、どの医師に対して医薬品情報提供を行うのかを医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者に対して指示を出す。この指示はMDBに付されているDCFコードを使って行われている。そのため、当事会社が製薬会社に対して、MDBの提供に併せて当事会社の医薬品情報提供プラットフォームを利用させたり、他社の医薬品情報提供プラットフォームを利用させないという条件を付けることや、当事会社の医薬品情報提供プラットフォームを利

用することを条件にMD Bの提供価格を値引きすること等（以下「本件組合せ提供等」という。）が考えられる。

そこで、医療情報データベース提供事業を営む日本アルトマークが、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業を営む当事会社の競争事業者に対して、本件組合せ提供等を行うことにより、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業において、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性について検討する（注8）。

製薬業界においては、MD Bが事実上の標準のように利用されており、日本アルトマークのMD Bと同水準のデータベースを提供できる事業者は存在しないことを踏まえれば、製薬会社にとってMD Bは必要不可欠なものであり、当事会社が本件組合せ提供等に及べば、製薬会社はこれを受け入れざるを得ないと考えられる。そのため、本件組合せ提供等により、当事会社と競争関係にある医薬品情報提供プラットフォーム運営事業者は市場から排除される可能性が高い。

したがって、当事会社は混合型市場閉鎖を行う能力がある。

（注8）市場の閉鎖性・排他性の問題をもたらす組合せ提供等を「混合型市場閉鎖」という。

(4) 混合型市場閉鎖のインセンティブ

前記⑦のとおり、当事会社は混合型市場閉鎖を行う能力があり、自己の競争事業者を排除することによって、利益を増加させることができる。

したがって、当事会社は混合型市場閉鎖を行うインセンティブがある。

(4) 医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における参入圧力等

製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業には、参入圧力は働いていない。また、製薬会社が医師に対し医薬品情報を提供する方法としては、①「自社のMRによって医薬品情報を提供する」又は②「自社が運営するサイトを利用して医薬品情報を提供する」という方法があるが、これらの方法では主に製薬会社の自社製品の医薬品情報しか提供されないなど、医師にとって利便性が悪く、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業への競争圧力となっているとは認められない。

(5) 独占禁止法上の評価

以上のとおり、本件行為後、①投入物閉鎖、②秘密情報の共有及び③混合型市場閉鎖によって、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業において、市場の閉鎖性・排他性が生じるおそれがある。また、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業への参入圧力等は存在しない。したがって、本件行為により、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争が実質的に制限されることとなる。

8 当事会社による問題解消措置の申出

当事会社に対し、前記7(5)のとおり、本件行為により、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争が実質的に制限されることとなる旨の指摘を行ったところ、当事会社から、以下の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）の申出があった。

(1) 垂直型企業結合（投入物閉鎖）に対する対応

ア 供給継続義務

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争事業者（新規事業者も含む。）（以下単に「競争事業者」という。）へのMDB等（注9）の提供を拒絶しない。

（注9）MDB及びMDBと同種ないし類似の医療施設・医療従事者の基本情報に関するデータベースを指す。以下同じ。

イ MDB等の提供価格及び提供価格以外の取引条件に係る差別的取扱いの禁止

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、競争事業者に対して提供するMDB等の価格、内容、品質等の取引条件について、差別的な取扱いは行わない。

(2) 垂直型企業結合（秘密情報の共有）に対する対応

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、MDB等を利用した競争事業者の事業に関する非公知の情報をエムスリーの役員及び従業員（これらのうちエムスリーからアルトマークへの出向者であって前記の非公知情報に関与又はアクセスする必要がある者は除く。）に開示しないよう日本アルトマークの役員及び従業員に周知する。また、万一これに違反した場合には就業規則等に基づき懲戒処分の対象になり得ることを了解する旨の誓約書を当該役員等から提出させる。

さらに、当事会社は、当該非公知情報に関与又はアクセスする必要がない当事会社の役員及び従業員が当該非公知情報にアクセスできないようにする措置を講じる。

そして、エムスリーから日本アルトマークに派遣された役員又は従業員がエムスリーの役員又は従業員を兼任しており、前記の非公知情報に関与又はアクセスできる場合には、非公知情報を利用して競争に影響を与え得るエムスリーの業務には従事させないこととする。

(3) 混合型企業結合（混合型市場閉鎖）に対する対応

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、MDB等の提供に併せて、当事会社の各種サービスを利用することや他社サービスを利用しないことを条件にせず、当事会社の各種サービスの提供に併せて、MDB等の価格を値引きしたり、MDB等の内容、品質等の提供条件等を有利に設定しない。

(4) 定期報告等

当事会社は、本件行為後5年間、1年に1回、法務グループが本件問題解消措置の遵守状況を監査する。また、当事会社は公正取引委員会に5年間の定期報告を行う。さらに、公正取引委員会からの情報提出要請について、特に期限を設けず対応する。

9 本件問題解消措置に対する評価

(1) 垂直型企業結合（投入物閉鎖）に対する対応

当事会社は、競争事業者に対して、本件行為の実行日以降期間の定めなく①MD B等の提供継続義務を負うとともに、②MD B等の価格等に係る差別的取扱いの禁止の義務を負うこととなるため、本件問題解消措置により投入物閉鎖は解消されるものと評価できる。

(2) 垂直型企業結合（秘密情報の共有）に対する対応

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、エムスリーの役員等が競争事業者の非公知情報を利用することができないような対応及び措置を講ずることとなるため、競争事業者の非公知情報を取得すること等により、当事会社が不当に有利になることを防止する観点から、本件問題解消措置は適切であると評価できる。

(3) 混合型企業結合（混合型市場閉鎖）に対する対応

当事会社は、本件行為の実行日以降期間の定めなく、本件組合せ提供等を行うことが禁止されることとなるため、本件問題解消措置により混合型市場閉鎖は解消されるものと評価できる。

(4) 定期報告等

当事会社は内部監査及び定期報告を5年間行うとともに、当委員会からの情報提供要請については期限の定めなく対応することを踏まえれば、これらの対応は本件問題解消措置の実効性担保の観点から、適切であると評価できる。

(5) 小括

以上のとおり、当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件行為による市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと評価できることから、本件行為により、製薬会社を需要者とした／医師を需要者とした医薬品情報提供プラットフォーム運営事業における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

10 結論

当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

